

諮 問 第 6 2 2 号
環水大海発第 2410232 号
令和 6 年 10 月 23 日

中 央 環 境 審 議 会
会長 高 村 ゆ かり 殿

環 境 大 臣
浅 尾 慶 一 郎
(公印省略)

第 10 次水質総量削減の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、第 10 次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（以下「指定水域」という。）においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項の規定により環境大臣が策定した第 9 次総量削減基本方針に基づき、令和 6 年度を目標年度として、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んでいるところである。

この結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、水質は全体として一定程度改善してきているものの、水質汚濁が課題となっている海域が依然として存在しているとともに、夏期の高温期を中心に貧酸素水塊の発生等も課題となっている。

一方、栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響を懸念する声があり、「第 9 次水質総量削減の在り方について（令和 3 年 3 月中央環境審議会答申）」においては、「現行の指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行が必要」との指摘がなされたところである。

なお、指定水域のうち、瀬戸内海においては、令和 3 年 6 月に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正し、生物多様性及び生物生産性の観点から、特定の海域ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行うことができるよう、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度（栄養塩類管理制度）を創設している。

このような状況を踏まえ、指定水域における総合的な水環境改善対策を推進するため、第 10 次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1346号
令和6年10月24日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

第10次水質総量削減の在り方について（付議）

令和6年10月23日付け諮問第622号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。